

## サステナブル経営 レポート <第1号>

### 急伸する ESG 投資と求められる企業の ESG 戦略

#### 1. はじめに

2015年9月、世界最大の年金資産規模を持つ年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、国連が支持する責任投資原則（PRI）<sup>1</sup>に署名し、これを一つの契機として、我が国でも環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する情報を考慮した投資、いわゆる「ESG 投資」に対する認知度や関心は高まる傾向にある。そのような状況下、環境省は2017年1月、「ESG 投資に関する基礎的な考え方、持続可能性を巡る課題を考慮した投資に関する検討会」（ESG 検討会）の報告書<sup>2</sup>を公表した。その報告書の第2節には、【図表1】に示すように ESG 情報等の「非財務情報」の重要性が指摘されている。

【図表1】ESG 情報等の「非財務情報」の重要性<sup>2</sup>

#### 第2節 ESG 投資の捉え方

##### （1）非財務情報の重要性

企業が持続的に成長するためには、ビジネスに関連する「リスク」と「機会」に対するバランス感覚が重要となるが、これらに関する定性情報は、貸借対照表や損益計算書に基づく財務情報からは読み取れない「非財務情報」による面が大きい。例えば、環境問題に起因する事業リスクに係る管理・研究開発体制の整備状況（E情報）、当該体制を実効的に支えるための雇用・人材育成面の施策（S情報）、それらを含む企業経営を戦略的に遂行するための経営方針（G情報）などの情報は非財務情報に属する。また、こうしたESGに関する取組が有機的に結びつき、シナジーを發揮し、企業が成長する一つの原動力となり、業績向上につながるプロセス等を分析・評価する際、非財務情報には、財務情報だけでは得られない有効な視点を提供し、気づきを促す面がある。

注：下線太字は筆者による

さて我が国では当初、前述のような投資は「SRI（社会的責任投資）」と呼ばれていたが、最近では「ESG 投資」と呼ぶのが一般的になりつつある。この両者の違いを、例えば NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム（JSIF）は、【図表2】のとおり説明している。

本稿では、ここ二三年、我が国においても急速な進展をみせる ESG 投資の最新動向についてまず紹介・解説し、それを踏まえた企業の ESG 戦略の在り方について考察する。

<sup>1</sup> 国連の支援する責任投資原則（Principles for Responsible Investment、以下「PRI」）。PRIにおいては、機関投資家が環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の課題を投資の意思決定に組み込むことが提唱されている。

<sup>2</sup> <http://www.env.go.jp/policy/esg/index.html>

## 【図表2】SRIとESG投資の違い

SRI投資と呼ばれていたころは、ネガティブ・スクリーニングであれ、ポジティブ・スクリーニングであれ、望ましくない企業あるいは優れた企業という一部の企業だけを対象としていればよく、その範疇からもれた多くの企業は調査・投資の対象となりませんでした。この影響もあり、SRIは普通の投資とは違う、特殊な投資と見られる傾向がありました。(中略)ところが、現在のように、企業の課題が、環境への取り組み(E)、社会的課題への取り組み(S)、企業ガバナンスへの対応(G)と理解されるようになると、全ての企業がその対象となります。ESGという課題は一部の企業に限られるものではなく、世界の全ての企業に関わる問題だからです。そうであれば、ESG投資も、一部の企業を対象とするのではなく、通常の資産運用において全ての投資対象でESGを考慮する手法として考える必要があります。

注：下線太字は筆者による

出所：<http://www.jsif.jp.net/coloum1304-2>

## 2. スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードとは

日本再興戦略<sup>3</sup>のもと、2014年2月に日本版スチュワードシップ・コードが、また2015年6月にコーポレートガバナンス・コードがそれぞれ策定された。以下に、各コードの概要とESG関連の記述を抜粋するが、この両コードは我が国におけるESG投資進展の大きな要因の一つとなっている。

### (1) 日本版スチュワードシップ・コード<sup>4</sup>

日本版スチュワードシップ・コードは、正式には「『責任ある機関投資家』の諸原則『日本版スチュワードシップ・コード』～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(以下、スチュワードシップ・コード)と呼ばれるもので、金融庁が2014年2月に策定・公表している。機関投資家が、建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)<sup>5</sup>を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的としたものである。本スチュワードシップ・コードには、機関投資家が、投資先企業の中長期的な価値向上を図るために企業の状況を把握するに当たり想定し得る着眼点が示されており、その一つとして「投資先企業のガバナンス」のほか、「社会・環境問題に関連するリスク」も含まれている。本スチュワードシップ・コードの受け入れを表明した機関投資家は、「原則6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。」に基づき、スチュワードシップ活動の概況報告を行わなければならない。

<sup>3</sup> 第二次安倍内閣が掲げる成長戦略で2013年6月閣議決定。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kettei.html>

<sup>4</sup> 「責任ある機関投資家」の諸原則『日本版スチュワードシップ・コード』、金融庁、2014年2月、<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2.html>

<sup>5</sup> スチュワードシップ(Stewardship)が「財産管理の職務」と訳されることから、スチュワードシップ・コードとは“資産運用受託者(機関投資家)の行動規範”を意味する。

<sup>6</sup> 我が国のエンゲージメントの主要な方法は、経営者やIR担当者との直接的な対話が中心である。

「国内外機関投資家によるエンゲージメント活動についての共同研究」報告書、2016年3月、日興リサーチセンター株式会社・明治大学ESG投資研究所  
<http://www.nikko-research.co.jp/wp-content/uploads/2016/09/download20160331b.pdf>

## (2) コーポレートガバナンス・コード<sup>7</sup>

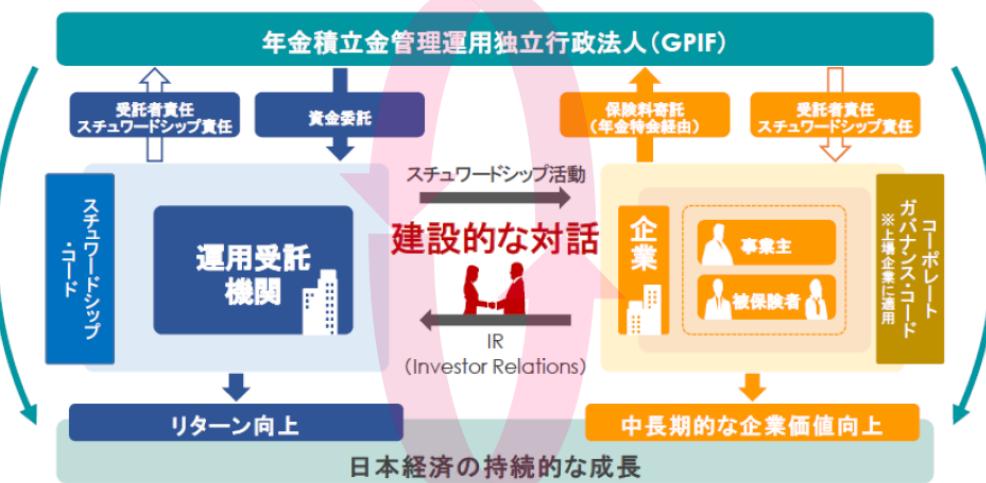
コーポレートガバナンス・コードは、上場企業がコーポレート・ガバナンスにおいて、遵守すべき事項を規定した行動規範をとりまとめたもので、東京証券取引所が策定し、2015年6月1日から施行された。本コードの施行日以降に定時株主総会を開催した上場企業は、遅くともその6か月後までにコーポレート・ガバナンス報告書を提出する必要がある。本コードには、「基本原則2：株主以外のステークホルダーとの協業」の中に「近年のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれに含めることも考えられる。」、また「上場企業は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。」とある。

## 3. GPIFのスチュワードシップ活動

GPIFも機関投資家として、前記スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しているため、例えば2017年1月25日に「平成28年スチュワードシップ活動報告」<sup>8</sup>を公表している。その中で、GPIFにとってのスチュワードシップ活動の意義を【図表3】のとおり報告している。さらに、GPIFのPRIや国内外関係団体・機関との連携強化については【図表4】のように位置付けている。この【図表4】では企業のCSR/ESG取り組みの規範の一つになりつつあるSDGs<sup>9</sup>も引用し、GPIFが企業のCSR/ESG取り組みを（運用会社を通して間接的ではあるが）促進している点は注目に値する。そしてGPIFがこのような連携強化を図ることが、社会的な課題解決が事業機会と投資機会を生み出し、かつ持続可能な社会の構築に資するものとしている。

【図表3】GPIFにとってのスチュワードシップ活動の意義

「ユニバーサル・オーナー」（広範な資産を持つ資金規模の大きい投資家）かつ「超長期投資家」（100年後を視野に入れた年金財政の一翼を担う）であるGPIFにとって、負の外部性（環境・社会問題等）を最小化し、市場全体が持続的かつ安定的（サステナブル）に成長することは不可欠。GPIF自身は株式の売買および議決権行使は運用受託機関を通じて実施しているため、運用受託機関と投資先企業との「建設的な対話」（エンゲージメント）を促進することで、「中長期的な企業価値の向上」が「日本経済全体の成長」に繋がり、最終的に「リターンの上昇」というインベストメントチェーンにおけるWin-Win環境構築を目指すことにより、スチュワードシップ責任を果たしていく。



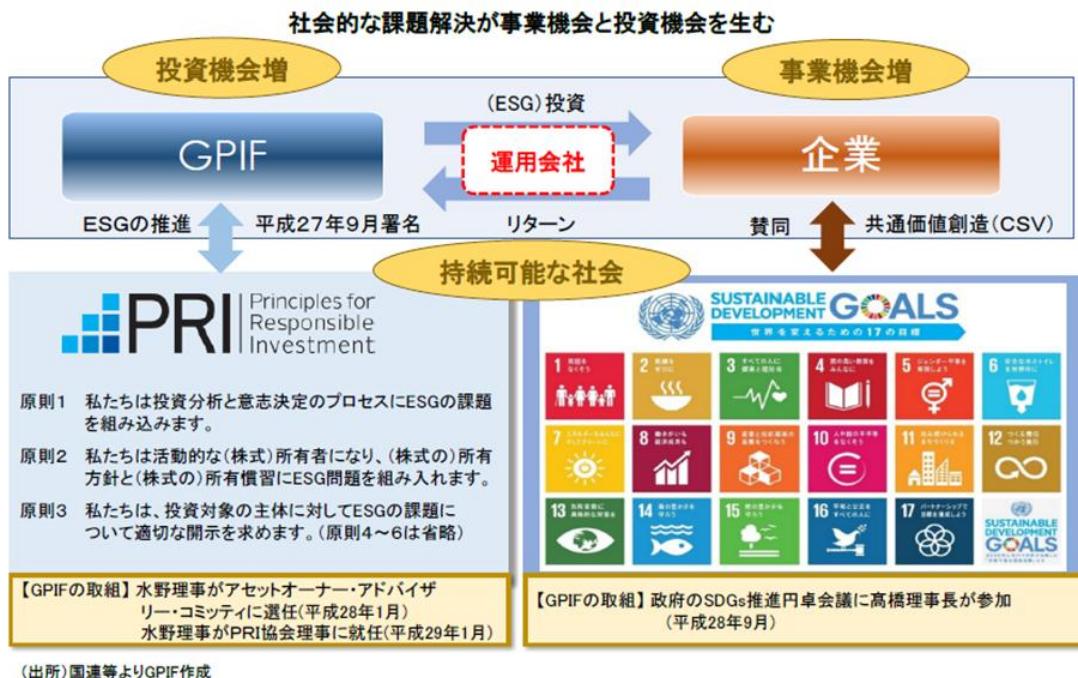
<sup>7</sup> コーポレートガバナンス・コード、東京証券取引所、2015年6月、<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/>

<sup>8</sup> [http://www.gpif.go.jp/operation/pdf/voting\\_h28.pdf](http://www.gpif.go.jp/operation/pdf/voting_h28.pdf)

<sup>9</sup> 2015年9月、国連で採択された17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」。  
[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/70/L.1](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1)

【図表 4】 GPIF の PRI や国内外関係団体・機関との連携強化

(参考) PRIや国内外関係団体・機関との連携強化



#### 4. ESG 投資額の推移

世界の ESG 投資額の統計を集計している国際団体の GSIA (Global Sustainable Investment Alliance) は、2 年に一度、ESG 投資の統計報告書「Global Sustainable Investment Review (GSIR)」を発表している。この GSIR は、ESG 投資の実態を知る上で非常に貴重なデータで、ESG 投資統計として世界中で参照されている。最新版となる 2016 年統計をまとめた「GSIR 2016」<sup>10</sup>が 2017 年 3 月 27 日に発表された。

その報告書に基づけば、【図表 5】及び【図表 6】に示すとおり、2014 年から 2016 年までの 2 年間で、世界全体の ESG 投資額は 25.2% 増加し、22 兆 8,900 億米ドル (2,541 兆円) となり、年平均では 11.9% 増加している。なお日本は、(2014 年時にはアジア全体に包括されておりデータがなかったが) 前々回の 2012 年時には 0.2% であったのが、今回は 3.4% にまで増加している。金額でも 2014 年の 70 億米ドル (0.8 兆円) から 2016 年は 4,740 億米ドル (53 兆円) へと急伸している。その理由として、日本の調査を担当している JSIF によれば、データの集計方法を変更したことも挙げられているが、前述のとおり、GPIF が PRI に署名し、かつスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの 2 つのコードが誕生したことに起因していると同報告書で解説している。

<sup>10</sup> 2016 Global Sustainable Investment Review、Global Sustainable Investment Alliance、[http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR\\_Review2016.F.pdf](http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf)

【図表 5】世界の ESG 投資の規模(2014-2016)

地域	ESG 投資資産額				年換算の 増加率 (%)	
	2014 年		2016 年			
	(10 億ドル)	(兆円)	(10 億ドル)	(兆円)		
欧州	10,775	1,199	12,040	1,340	5.7	
米州	6,572	730	8,723	970	15.2	
カナダ	729	81	1,086	121	22.0	
豪州・ニュージーランド	148	16	516	57	86.4	
アジア (日本を除く)	45	5	52	6	7.6	
日本	7	0.8	474	53	724.0	
合計	18,276	2,030	22,890	2,541	11.9	

出所：GSIR 2016 よりインターリスク総研作成

【図表 6】全投資資産に占める ESG 投資の割合

地域	2014 年 (%)	2016 年 (%)
欧州 (*1)	58.8	52.6
米州	17.9	21.6
カナダ	31.3	37.8
豪州・ニュージーランド	16.6	50.6
アジア	0.8	0.8
日本	—(*2)	3.4
世界	30.2	26.3

\*1：欧州の ESG 投資の 2016 年の定義は 2014 年の同定義より狭めている

\*2：日本の割合は上記アジア分に包含

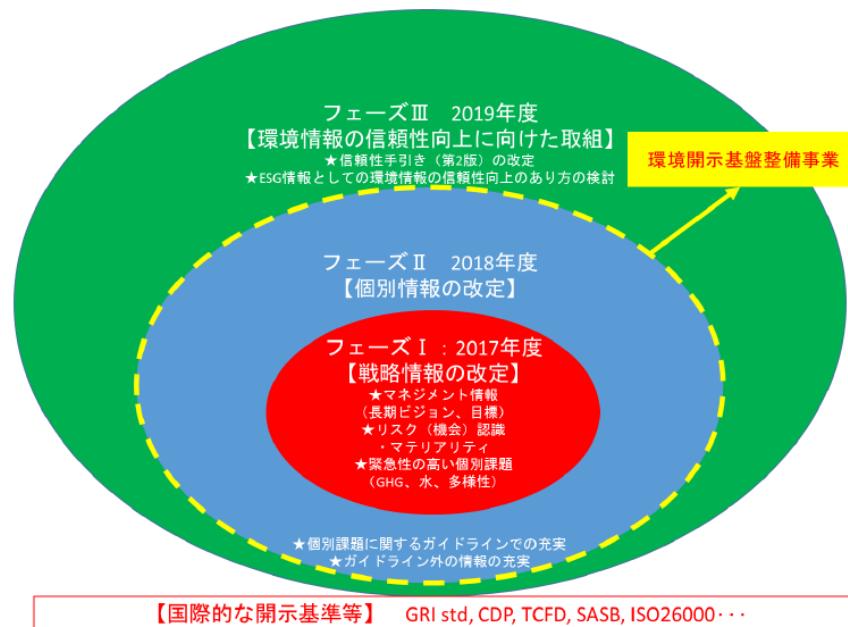
出所：GSIR 2016 よりインターリスク総研作成

## 5. 環境報告ガイドラインの改定

環境省は、2017 年 4 月 18 日、「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」<sup>11</sup>を公表した。本提言を基に、2017 年度からガイドライン改定の検討会を開催し、国際的動向も見据えながら、【図表 7】のとおり 3 カ年かけて段階的に環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインの改定を行う予定である。そして本提言には、例えば【図表 8】に示すとおり、從来以上に投資家の ESG 情報に関するニーズに応える方向性が明記されている。

<sup>11</sup> <http://www.env.go.jp/press/103968.html>

【図表 7】今後の環境報告ガイドライン改定の進め方



出所：環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理

【図表 8】投資家のESG情報に関するニーズ（抜粋）

ガイドライン改定骨子：環境報告の背景（国内外の動向）

投資家の情報ニーズは、ESG報告を制度的な財務報告の枠組みで対応する国際的動向を産み出している。そこでは、事業者は、ESG報告において、事業活動の環境・社会に対する重大な影響を明らかにし、そのリスクと機会の財務的な影響を開示することが求められている。

重要な論点：主たる利用者

すべてのステークホルダーの情報ニーズに応えられるガイドラインとする。ただし、持続可能な社会への移行に伴って、ESG報告に重大な関心を有するようになった投資家の視点には特に配慮し、環境報告の情報内容を検討・刷新する。

注：下線太字は筆者による

出所：環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理

## 6. 求められる企業の ESG 戦略

### (1) 長期ビジョン・目標の策定

特に気候変動に関する長期ビジョン・目標については、パリ協定等<sup>12</sup>によってその重要性が高まっている。また【図表 3】に示したように、GPIF は「超長期投資家（100 年後を視野に入れた年金財政の一翼を担う）」を目指している。しかし、企業の CSR 報告書・サステナビリティレポート、そして統合報告書等を読んでも、長期ビジョンが開示される事例はほとんど見当たらない。この点に関して、前述の「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」では【図表 9】のとおり、長期ビジョン・目標策定の必要性・メリットを強調している。【図表 10】にその長期ビジョン・目標の事例を示すが、前述の「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」では、「長期目標:必ずしも具体的な数値目標があるとは限らず、定性的な目標となる場合がある。」とわざわざ注釈が付されているのが大変興味深い点である。

以上から、例えば 2050 年を見据えた長期ビジョンの策定と、定性/定量目標の設定を、企業の ESG 戦略としてまず挙げておきたい。

【図表 9】長期ビジョン・目標策定の必要性・メリット

長期ビジョンは、長期間にわたる持続可能な社会への移行過程において、事業者が直面する課題を的確に把握し、その解決に向けて適応戦略を真摯に実行する姿勢を伝える上で、きわめて有効な手段である。また、長期ビジョン・目標から中期計画へ目標・戦略をバックキャストして落とし込むことにより、中期計画の相対的な合理性や整合性が一層向上し、その結果、環境報告を含む ESG 報告の透明性が増すだけでなく、様々なイノベーションの必要性を浮かび上がらせることで、コスト削減や収益機会の獲得に結びつけることも可能になる。

注：下線太字は筆者による

出所：環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理

【図表 10】キリングループの長期環境ビジョンと 2050 年到達目標

### キリングループの長期環境ビジョン

豊かな地球のめぐみを将来にわたって享受し引き継ぎたいという想いを、  
バリューチェーンに係わるすべての人々と共につないでいきます。

2050 年到達目標と関連するリスク・機会



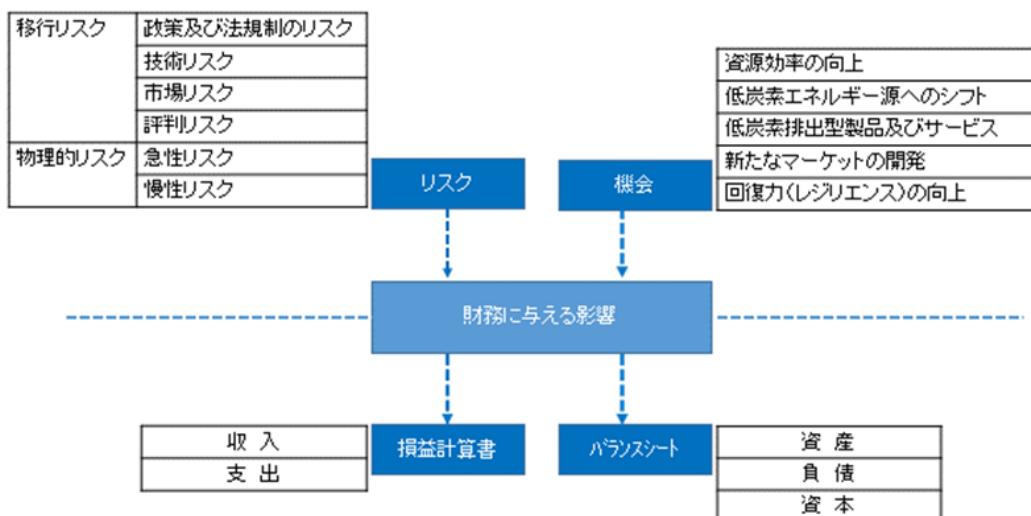
出所：キリングループ環境報告書 2016

<sup>12</sup> パリ協定を受けて、例えば我が国では 2016 年 5 月 13 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」で、2030 年度に 2013 年度比で 26% 削減、また長期的目標として 2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指すと明記されている。

## (2) ESG 課題がもたらすリスクと機会の（再）認識

2015 年 4 月、G20 が金融安定理事会（FSB）に気候変動情報の自主的な開示方法のあり方についての検討を要請し、これを遂行する目的で FSB が設置した「気候変動関連の財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD）」<sup>13</sup>から、2016 年 12 月に報告書（案）が公表された。その最終報告書はパブコメを経て 2017 年 7 月の G20 に提出される予定である。その報告書（案）には、【図表 11】に示すように気候変動に起因するリスクと機会が詳細に例示されている。この【図表 11】や前掲の【図表 10】の事例他も参考にしつつ、環境(E)課題のみならず、社会(S)・ガバナンス(G)課題に起因するリスクと機会についても（再）認識し、継続的な CSR/ESG マネジメントと当該情報開示に展開されることが望ましい。なおこのプロセスにおいては【図表 12】に示すとおり、バウンダリは当然自社内（→連結決算対象組織全体）のみではなく、重要な ESG 課題で、かつ直接的・間接的に当該企業が影響力を行使できるのであれば、バリューチェーンにまで拡大して（再）認識する必要がある。

【図表 11】気候変動に起因するリスクと機会



出所：TCFD 報告書（案）よりインターリスク総研作成

【図表 12】バリューチェーンにおける E/S/G リスクと機会の認識

領域	バリューチェーンの上流		連結決算対象組織全体		バリューチェーンの下流	
	原料調達	物流	設計・製造	販売	使用	廃棄・リサイクル
環境(E)	リスク					
	機会					
社会(S)	リスク					
	機会					
ガバナンス(G)	リスク					
	機会					

出所：インターリスク総研作成

<sup>13</sup> <https://www.fsb-tcfd.org/>

### (3) マテリアル（重要）な個別課題への対応

【図表 7】のフェーズ I : 2017 年度【戦略情報の改定】には、「緊急性の高い個別課題」として、GHG (気候変動)<sup>14</sup>、水 (リスク)<sup>15</sup>、(生物) 多様性<sup>16 17</sup>が挙げられている。これらはマテリアル（重要）な環境(E)課題であり喫緊の対応が望まれる。また社会(S)課題としては人権リスクへ<sup>18 19</sup>の対応も同様で、やはり喫緊の対応が望まれる。

### (4) 各種ツールのホリスティック（包括的）な活用

【図表 13】にCSR/ESG 関連の国際的な各種ツールの例示を、また【図表 14】にそれらの ESG のカバー領域をそれぞれ示す。このように各種ツールは、その対象とする E/S/G リスクと機会はそれぞれ異なるが、バリューチェーン全体で各リスクと機会を認識・把握する点の考え方は同様であるため、これら各種ツールを縦割りで捉えるのではなく、ホリスティック（包括的）な活用が望まれる。

【図表 13】CSR/ESG 関連の国際的な各種ツール（例）

カテゴリー	略号	名称	対象とする リスクと機会	対象とする バウンダリ
ISO 規格	ISO26000	社会的責任に関する手引	E/S/G	バリュー チェーン 全体
	ISO14001:2015	環境マネジメントシステム	E	
開示基準	GRI	GRI スタンダード <sup>20</sup>	E/S/G	バリュー チェーン 全体
	IIRC	統合報告ガイドライン <sup>21</sup>	E/S/G	
	CDP (C <sup>*1</sup> )	CDP 気候変動 <sup>22</sup>	E (C)	
	TCFD	気候変動関連の財務情報開示	E (C)	
	CDP (W <sup>*2</sup> )	CDP ウォーター <sup>23</sup>	E (W)	
国連規範	SDGs	持続可能な開発目標	E/S	

\*1 : 気候変動 \*2 : ウォーター

出所：インターリスク総研作成

<sup>14</sup> 気候関連の財務情報開示に関する新たな動き～気候関連のリスクと機会が財務に与える影響をイメージする～、株式会社インターリスク総研・新エターナル<第 41 号>、2017 年 2 月  
[http://www.irric.co.jp/pdf/risk\\_info/eternal/41.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/eternal/41.pdf)

<sup>15</sup> 企業の水リスク評価の背景と考え方、株式会社インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 環境・社会グループ 上席コンサルタント 寺崎康介、RMFOCUS 59 号、2016 年 10 月  
[http://www.irric.co.jp/pdf/risk\\_info/rm\\_focus/59.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/rm_focus/59.pdf)

<sup>16</sup> 自然資本をビジネスプロセスに組み込む～自然資本世界フォーラム 2015 を受けて～、株式会社インターリスク総研・新エターナル<第 38 号>、2016 年 3 月、[http://www.irric.co.jp/pdf/risk\\_info/eternal/38.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/eternal/38.pdf)

<sup>17</sup> ISO14001 : 2015 年版と生物多様性、株式会社インターリスク総研・新エターナル<第 37 号>、2015 年 10 月、  
[http://www.irric.co.jp/pdf/risk\\_info/eternal/37.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/eternal/37.pdf)

<sup>18</sup> 企業の人権リスクと影響力（レバレッジ）、株式会社インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 環境・社会グループ 上席コンサルタント 寺田祐、RMFOCUS 61 号、2017 年 4 月、  
[http://www.irric.co.jp/pdf/risk\\_info/rm\\_focus/61.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/rm_focus/61.pdf)

<sup>19</sup> 企業に求められるグローバル基準の人権配慮～サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスとその課題～、株式会社インターリスク総研・新エターナル<第 40 号>、2016 年 9 月、  
[http://www.irric.co.jp/pdf/risk\\_info/eternal/40.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/eternal/40.pdf)

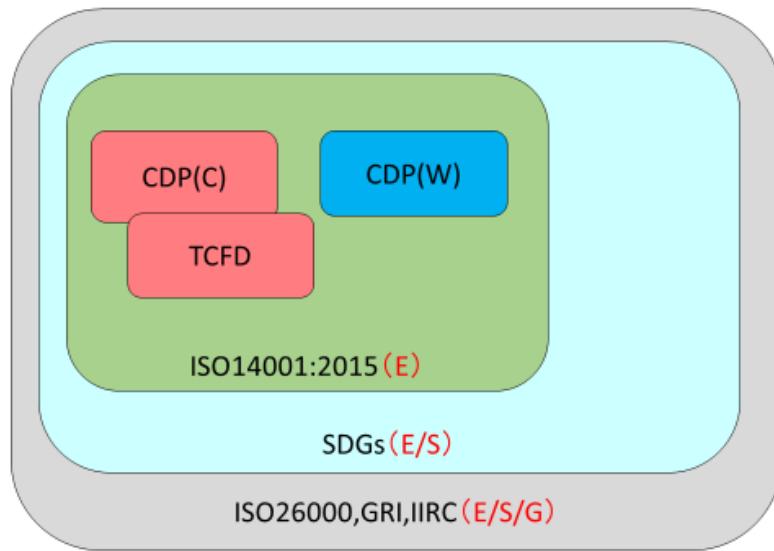
<sup>20</sup><https://www.globalreporting.org/standards/gri-standards-translations/gri-standards-japanese-translations-download-center/>

<sup>21</sup> <http://integratedreporting.org/tag/japanese>

<sup>22</sup> <https://www.cdp.net/ja/climate>

<sup>23</sup> <https://www.cdp.net/ja/water>

【図表 14】国際的な各種ツールの E/S/G カバー領域（概念図）



出所：インターリスク総研作成

## (5) CSR レポート/サステナビリティレポート/統合レポートの更なる進化

我が国では、1996 年の ISO14001:1996 の発行も受けて、「環境報告書ガイドライン（2000 年度版）」が環境報告書作成のためのガイドラインとして初めて策定された。その後、数回の改定を経て、本稿で紹介した「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」のように、今後も更なる改定が予定されている。

これまでを振り返れば、当初の環境報告書には、環境に関する過去のマイナス情報を網羅的に記載していた。しかし本稿で紹介・解説したように、今後は自社の環境情報だけではなくバリューチェーン全体の ESG 課題をリスク・機会の両面から捉え、過去情報だけでなく長期ビジョン・目標の将来情報も掲げ、そして網羅的にではなく焦点を絞って（マテリアリティを重視して）、投資家他のステークホルダーに対して情報発信していく必要がある。

株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第三部  
シニアマネジャー・上席コンサルタント 猪刈 正利

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアラנסグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。  
環境・CSRに関するリスクマネジメント・コンサルティングを実施しております。  
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。  
お問い合わせ先：株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 環境・CSRグループ  
TEL.03-5296-8913 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017